

「東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業」に関する
募集要項

令和4年5月
東京都

目 次

第1 事業の概要.....	1
1 事業の内容に関する事項.....	1
2 事業協定に関する疑義が生じた場合と事業の継続が困難となった場合の措置.....	9
3 その他の事項.....	10
第2 事業者の募集に関する概要.....	11
1 募集及び選定スケジュール.....	11
2 募集要項等の配布.....	11
3 登録受付・登録期間.....	11
4 対象地形図の貸出等.....	12
5 募集要項等に関する質疑応答.....	12
6 応募書類等の提出.....	12
7 応募の条件等.....	15
第3 応募者の審査・選定.....	20
1 選定委員会の設置.....	20
2 プレゼンテーションの方法.....	20
3 選定方法.....	20
4 審査対象.....	20
5 結果通知.....	20
6 審査結果の公表.....	20
7 協定の締結.....	20
第4 その他.....	22
1 通知.....	22
2 事務局等.....	22
第5 公表資料一覧.....	23
【募集要項別紙】.....	24
別紙1 事業全体の長期計画（予定）.....	25
別紙2 都への著作権使用料還元額の設定.....	26
別紙3 公共目的利用についての考え方.....	29
別紙4 想定事業スキーム例.....	30
別紙5 権利の持ち分.....	31
別紙6 リスク分担表.....	33
別紙7 SPCの破綻及び解散時の著作権等の処理に関する基本的な考え方.....	34

第1 事業の概要

1 事業の内容に関する事項

(1) 事業名

東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業

(2) 事業実施区域

更新箇所 : 区部・多摩部・図郭内の他県（平成 27、令和 3 年度更新箇所）

(3) 事業の概要

本事業は、東京都及び民間事業者（以下「事業者」という。）の共同事業により、都市計画法に基づく都市計画基本図を作成することを主目的として、区部については令和 3 年度、多摩部については平成 27 年度にデジタルマッピング方式、で作成した「東京都縮尺 1/2,500 地形図及び構造化データ」（以下「R3、H27 地形図」という。）の更新（公共測量作業規程における修正作業にあたるものとする。）、管理、運営を行うものである。更新は測量法上の公共測量として、公共測量作業規程に基づき実施することにより、都市計画基本図としての所要の精度を確保する。

また、本事業において更新した地形図（以下「本事業作成地形図」という。）のうち、共有著作権が設定可能であるものにつき、都及び事業者は著作権を共有するものとする。

(4) 事業目的

本事業は、地形図作成及び管理運営に当たって民間の資金、経営・技術・管理運営等のノウハウや創意工夫を積極的に活用することにより、事業コストを削減するとともに、都民等に対して効果的かつ効率的に公共サービスを提供することを目的とする。

(5) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたっては、測量法、著作権法、その他関連する法令等を遵守すること。

- 測量法
- 国土交通省公共測量作業規程
- 東京都公共測量作業規程
- 著作権法
- 地理空間情報活用推進基本法
- その他関係法令等

(6) 事業者選定の方式

事業者には都の事業経費の縮減に加え、地形図の更新・作成、維持管理、運営等にかかる専門的な知識やノウハウが求められる。また、このような事業者を選定するにあたって

は、競争性、透明性及び公平性を確保することが必要である。

このため、本事業では、成果物の品質、事業スキーム、都民等へのサービス、事業経費等の諸条件を総合的に判断して、優先交渉権者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

(7) SPC の設立

事業者は、単一又は複数の企業等によって構成されたグループ（以下「グループ」という。）により、協定締結時までに本事業を実施する特別目的会社（会社法上の株式会社あるいは合同会社。以下「SPC」という。）を設立し、本事業を行う。SPC の窓口は、都民等、利用者の利便性を考慮し、東京都（島しょを除く。）内に設置することとする。

SPC は測量法上の測量計画機関である都の共同事業者として、地形図の更新又はその委託業務を行う。なお、都はこの SPC と事業に関する協定を締結する。

グループには地形図を更新する企業（以下「測量業者」という。）と履行保証会社（「第 1 2 (2) ア (b) 履行保証」参照）を必ず含むものとする。

グループは代表企業を 1 社選任する。複数企業が代表企業になることはできない。

SPC 設立に際しては、グループ構成員全員が出資するものとする。ただし、履行保証会社については、代表企業となる場合以外は、必ずしも SPC へ出資する必要はない。

協定締結後、事業期間内のグループの構成員の変更及び SPC への出資者の構成の変更は、都の同意の上で可能とする。

また、グループ構成員以外の者が SPC に出資することも都の同意の上で可能とするが、事業期間終了まではグループ構成員として申請した者の出資比率が 50%を超えることを条件とする。

なお、既存企業を SPC とすることは可能であるが、その場合は、本事業の趣旨に沿った定款変更と、出資比率の変更を行う必要がある。

令和 3 年度地形図更新事業者（以下「令和 3 年度 SPC」）は、所与の条件を満たす場合、本事業に応募することを可能とする。

(8) 事業期間

事業期間は、「東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業に関する基本協定（仮称）」（以下「基本協定」という。）締結日の翌日から、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(9) 事業内容

ア 本事業作成地形図と共同著作物の関係

本事業作成地形図は、付属文書「東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業」に関する業務要求書（以下「業務要求水準書」という。）中の「成果品一覧」に規定するとおりとする。

本事業作成地形図を構成する成果品一覧（「業務要求水準書 5 成果品」）の「共同著作物として必須のもの」の全てと、「都は使用权のみでも可能なもの」のうち、事業

者の提案により都との共有著作権を設定するものを、「共同著作物」と定義する。

共同著作物の範囲は、提案に基づき協議の上、基本協定書にて記載するものとする。

イ 測量計画機関

測量法上の測量計画機関は、都とする。したがって、測量法に基づく測量成果の使用・複製承認は都が行うが、都庁内以外の利用に対する測量法による測量成果の複製・使用承認の受付、相談窓口は SPC が行うものとする。

ウ SPC が行う主な業務

都は SPC の事業安定性とリスクを勘案した上で、都との共同著作物を利用して SPC が作成可能な著作物（以下「二次的著作物」という。）、その他本事業作成地形図の作成に関連して SPC が独自に作成可能な著作物（以下「独自著作物」という。）を SPC が作成・販売することを認めるものとする。

SPC が行う主な業務については、以下に示すとおりであるが、SPC の事業範囲の詳細については、本事業応募時の提案に基づき協議を行い、基本協定において定めるものとする。

(a) 地形図の更新

● 地形図の更新又は更新委託業務

SPC は、創意工夫により、地形図の更新又は委託業務を行う。但し、更新業務においては原則として地形・地物の改変のない箇所での修正は行わないこと。地形図の更新には、これらを実施する上で必要な関連業務を含むものとする。

測量の実施において、下請けの申請は不要だが、報告を必要とする。また、成果品の品質確保のため、SPC が責任を持って品質管理を行うことが前提となる。

事業実施区域は、区部・多摩部及び図郭を満図にするための隣接他県とする。

SPC は、事業実施区域について、事業期間内に最低 1 回の更新を行うものとする。各年度の事業実施区域、成果品の納期等については提案書に基づき協議を行い、基本協定及び「東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業に関する年度協定」（以下「年度協定」という。）において定めるものとする。

成果品は都と協議の上、分割して納品することも可能であるが、最終納品は空中写真撮影後 2 年以内を目安とする。

(b) 都との共同著作物の管理・運営

- 共同著作物の管理・運営
- 都庁内以外の利用に対する著作権法に基づく利用許諾の手続き
- 公共目的の場合の無償又は実費での共同著作物の提供
- 都庁内以外の利用に対する測量法による測量成果の複製・使用承認の受付、相談窓口
- 共同著作物の著作権使用料等（以下「著作権使用料」という。）の管理及び共有

著作権者である都への著作権使用料の還元

- 基盤地図情報の原資料としての公共測量成果提出関連作業

都及び SPC は、事業開始から事業期間終了までの期間、事務分担に応じて共同著作物の管理・運營業務を行う。

また、SPC は売上に含まれる都の著作権使用料相当を、都に還元しなければならない。詳細は、「別紙2 都への著作権使用料還元額の設定」を参照すること。

都は国土地理院に対して、「第一 1. (10)基盤地図情報の原資料としての公共測量成果提出」に示した通り、本事業成果物の一部を提出する予定としており、SPC はデータ作成業務等の関連作業を行うものとする。

(c) 都の同意を得て行う二次的著作物の作成、管理・運営等

- 二次的著作物の作成（委託を含む。）、管理・運営
- 二次的著作物に係る著作権使用料の管理及び原著権者である都への著作権使用料の還元
- その他、二次的著作物の作成、管理・運営の関連業務で、都が本事業の趣旨に合致するものとして同意したもの（二次的著作物の販売・販売委託等）

SPC は、二次的著作物を作成し、管理・運営することができる。業務の範囲は、協定に定める部分及び都の同意を得たものとする。

二次的著作物については、都は原著権を行使し、著作権使用料を徴収するため、SPC はこれを都に還元しなければならない。二次的著作物の都に還元する著作権使用料の考え方については、提案事項とする。詳細は、「別紙2 都への著作権使用料還元額の設定」を参照すること。

- 「二次的著作物」の例としては、「都との共同著作物である本事業作成地形図をベースマップとして、その上に独自の取得項目を追加した地図」、「民間販売等を実施するための、本事業作成地形図の更新（公共測量作業規程に基づく必要のない、例えば航空写真測量、地上測量、水路測量等の測量全般）」等が挙げられる。

(d) 都の同意を得て行う独自著作物の作成、管理・運営等

- 本事業に関連しての独自著作物の作成（委託を含む。）、管理、運営
- その他、独自著作物の作成、管理・運営の周辺業務で、都が本事業の趣旨に合致するものとして同意したもの（独自著作物の販売・販売委託等）

SPC は、効果的かつ効率的に公共サービスを提供することを目的に、都の同意を得て、本事業作成地形図を活用した自らの創意工夫による事業を行うことが可能である。業務の範囲は協定に定める部分及び都の同意を得たものとする。

- 「独自著作物」の例としては、「デジタルオルソ画像、空中写真」等が挙げられる。

(e) その他関連業務

- 本事業に関連する業務（都内の測量業務請負等）

SPC は、都の同意を得て、本事業に関連する事業を行うことが可能である。業務の範囲は協定に定める部分及び都の同意を得たものとする。

*参考として、事業スキームの例を「別紙4 想定事業スキーム例」に示す。

工 紙地図・電子地形図の取り扱い

本事業作成地形図における紙地図及び電子地形図の販売等に関しては、以下の条件を満たすことを前提に、都は、SPC 又は SPC が利用許諾を行う第三者に対し、測量法に基づく使用承認を行う。

また、SPC に利用・許諾を求める第三者が以下の条件を満たすことを前提に、SPC は、著作権法に基づく利用許諾を行わなければならない。

SPC 又は SPC が利用許諾を行う第三者が紙地図及び電子地形図の販売等を行わない場合、都は公共サービス水準維持のため、都自らが紙地図及び電子地形図の販売等を行う権利を留保するものとする。

なお、本事業作成地形図における紙地図及び電子地形図の販売については、地図の普及と利用促進を図るため頒布するものであり、SPC は広く都民等利用者にこれらを頒布する仕組みを提案すること。具体的には、都民の利便性向上のため、電子地形図に関しては、利用承諾を求める第三者がオンラインで利用申請手続きを行うことが可能となるシステムを提供するものとする。

(a) 紙地図

- 来店時に現物又は現物同等の確認が可能なこと。
- 遠隔地への対応（通信販売等）を確保すること。
- 図郭ごとに価格を変えないこと。
- ケースその他装飾品の価格を上乗せしないこと。

(b) 電子地形図

現在株式会社ミッドマップ東京が刊行している DVD-ROM「東京都 2500 デジタル白地図（令和3年度、平成27年度版）」と同等の閲覧機能を維持すること。

才 都が作成する二次的著作物等の扱い

都が共同著作物を利用して作成する二次的著作物について、SPC は著作権を行使

できるが、公共目的に限り、SPC は原著作権者としての著作権使用料を請求しないものとし、前記公共目的以外の利用における、SPC の原著作権に基づく著作権使用料の請求については、個別協議とする。

都が作成する二次的著作物の管理・運営に関しては、都が窓口となって事務を行うものとし、詳細は協定締結時に協議する。

(10) 基盤地図情報への原資料としての公共測量成果提出

都は、国土地理院が整備する基盤地図情報の原資料として、「地理空間情報活用推進基本法第2条第3項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令」（平成19年8月29日、国土交通省令第78号）第一条にて定義された13項目を作成するために必要な本事業成果物の一部を国土地理院に無償提供するものとする。

都と SPC は、国土地理院及び国土地理院が作成した基盤地図情報の利用者に対し、提供したデータに関する原著作者及び原著作権者としての権利を行使しないものとする。

(11) SPCの収入・支出

ア 都の負担金の上限額及び支払い方法

都は SPC に対して本事業の負担金として、5億9,500万円（税込）を超えない金額を事業期間中の各年度の予算の範囲内で分割して支出する。都の負担金額は、基本協定に記載する。

イ SPC の支出

SPC は本事業に係わる費用のうち、都の負担金で賄われる以外のものを負担するものとする。

ウ 事業期間中の著作権使用料の考え方

本事業においては、共同著作物は原則として SPC のみが販売等を行い、SPC は著作者である都に対し、共同著作物の販売等で得た売上から、著作権使用料相当額及び著作権使用料相当額に対する消費税及び地方消費税相当額を支払うものとする。

ただし、都庁内利用及び国、東京都内の区市町村における公共目的（内部利用・無償刊行）のためには、従来どおり無償又は実費で共同著作物の提供を行うものとする。

これ以外の団体の利用について、特に公共性が高いと認められる場合の著作権使用料の請求については、個別協議とする。

公共目的の考え方の詳細については、「別紙3 公共目的利用についての考え方」に示す。

SPC は、二次的著作物の販売等で得た売上から、原著作権者である都に対し、著作権使用料相当額及び著作権使用料相当額に対する消費税及び地方消費税相当額を支払うものとする。

独自著作物の販売等で得た収益は、全て SPC の収益とする。

なお、都が共同著作物を利用して作成する二次的著作物のうち、公共目的以外の利用における、SPC の著作権に基づく著作権使用料の請求については、個別協議とする。

著作権使用料設定の詳細については、「別紙 2 都への著作権使用料還元額の設定」に示す。

(12)著作権その他の権利の持ち分及び制限の内容

成果品に関する著作権その他の権利の持ち分や制限の内容については、原則として「別紙 5 権利の持ち分」に示すとおりとする。

(13)新技術提案

新技術提案については、公共測量の範囲内で都及び国土地理院が承認することを前提に、導入を認めるものとする。

応募に際しての新技術提案についての取り扱いは、「第 2 7 (6)新技術提案」を参照のこと。

(14)事業期間終了後の措置

ア 事業期間終了後の SPC の取り扱い

SPC の事業期間終了後の定款変更・出資構成の変更等について、都は何ら制限を設けないものとする。

イ 事業期間終了後の共有著作権に関する取り扱い

事業期間終了後の諸事項に関する基本的な考え方を「別紙 1 事業全体の長期計画（予定）」及び「別紙 7 SPC の破綻及び解散時の著作権等の処理に関する基本的な考え方」に示す。詳細については、提案に基づき協議を行い、基本協定において定めるものとする。

事業期間終了後、共同著作物については、引き続き SPC が著作権を保有することができるため、事業期間終了後も SPC が存続する場合、共同著作物を利用した事業を継続することが可能である。その際、SPC は共有著作権に関する協定を改めて都と締結するが、事業期間終了日の翌日から 10 年が経過した時点で、共有著作権を無償で都に譲渡するものとする。

また、都の同意を得て共有著作権をグループの構成員等に譲渡することも可能である。その際、譲渡を受けようとする者は共有著作権に関する協定を都と締結するが、事業期間終了日の翌日から 10 年が経過した時点で、共有著作権を無償で都に譲渡するものとする。

SPC は解散する際、共有著作権の取り扱いについて都と協議するものとする。

ウ 事業期間終了後の二次的著作物等に関する取り扱い

事業期間終了後、二次的著作物・独自著作物については、引き続き SPC が著作権を

保有することができるため、事業期間終了後も SPC が存続する場合、二次的著作物や独自著作物を利用した事業を継続することが可能である。その際、二次的著作物に対する都の著作権に関する協定を改めて都と締結する。

また、都の同意を得て二次的著作物に対する著作権をグループの構成員等に譲渡することも可能である。その際、譲渡を受けようとする者は、二次的著作物に対する都の著作権に関する協定を都と締結する。

SPC は解散する際、二次的著作物の著作権の取り扱いについて都と協議するものとする。

なお、次項の「事業期間終了後の都の著作権使用料に関する取り扱い」にて規定している、都が著作権者として著作権使用料を徴収する期間を超えた場合は、都は著作権を行使しない。

エ 事業期間終了後の都の著作権使用料に関する取り扱い

都が著作権者又は著作権者として著作権使用料を徴収する期間は「次期更新地形図が完納されるまで」とする。

オ 次回以降の地形図更新作業における、本事業作成地形図の扱い

事業期間終了後、都は改めて次回地形図更新事業を行う予定である。

次回以降の地形図更新事業において、共同著作物を利用するにあたり、SPC は、原作者及び著作権者としての権利を行使しないものとする。

すなわち、SPC は、次回更新事業において、無償で共同著作物の利用を許諾するとともに、本事業において都が使用権を有するものについては、次回以降の地形図更新事業において、引き続き無償で使用できるものとする。

(15) 官公署その他関係機関に対する手続き等

事業の実施にあたって必要となる官公署その他関係機関に対する手続き等については、法令等の定めがある場合を除き、SPC の責任で行うものとする。

(16) 責任分担

ア 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。本事業における地形図の作成及び著作物の管理運営等に関する責任は、原則として SPC が負うものとするが、都が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途 SPC と協議の上、都が責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

都と SPC とのリスク分担は、原則として「別紙 6 リスク分担表」に示す内容とする。

(17) 都による実施状況の監視

都は、SPC が提供する本事業作成地形図の精度等の確認及び SPC の事業運営状況等を把握するため、SPC に対して定期的に業務状況や財務状況の報告等を求めることができるものとする。

都は、必要に応じ、事前に通知なく、SPC の監査及び検査を行うことができるものとする。

都は、SPC が基本協定及び年度協定で定める仕様又は条件に違反した場合は、SPC に対して改善措置を求めることができるものとする。報告及び改善措置の方法、内容等については、別途基本協定で定めるものとする。

2 事業協定に関する疑義が生じた場合と事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 基本協定及び年度協定の解釈について疑義が生じた場合の措置

ア 都と SPC との間で締結する基本協定及び年度協定の解釈について疑義が生じた場合は、都と SPC とは、誠意をもって協議するものとする。

イ 基本協定及び年度協定に係る訴訟については、都の事務所（本庁）の所在地を管轄する日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置については、基本協定及び年度協定で定める事由ごとに、都及び SPC の責任に応じて必要な措置を講じることとする。

ア SPC の債務不履行時の措置

(a) 協定の解約

SPC の提供するサービスが協定に規定する都の要求する基準を下回る場合、又はその他協定の定めによる場合、都は SPC に対し、一定の期間内にその改善を図るよう求めるものとし、SPC が当該期間内にかかる改善をすることができなかつたときは、都は SPC との間で協定を解約することができるものとする。

(b) 履行保証

SPC は、SPC が倒産し、又は SPC の財務状況が著しく悪化し、その結果、協定に従った事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合に備え、SPC に代わって債務を履行する仕組みを設けるものとする。

そのため、グループの構成員には、SPC に代わって債務を保証する履行保証会社を最低 1 社含むこととする。

履行保証会社は、SPC の業務を継承して地形図を更新し、著作権を保持することが可能な企業であることとするが、必ずしも測量業者である必要はない。

履行保証会社は SPC の債務を継承するとともに、都の支出する負担金に関する権利も継承できるものとする。

履行保証会社の事業の継承についての基本的な考え方を「別紙7 SPC の破綻及び解散時の著作権等の処理に関する基本的な考え方」に示すが、詳細は協議のうえ基本協定にて規定する。

(c) 損害賠償

「(a)協定の解約」の事態により、都に生じた損害について、「(b)履行保証」の仕組みで回避できない場合、SPC 又は債務を継承した履行保証会社は、これを賠償しなければならないものとする。

損害賠償の範囲は、原則として成果品の作成に係る費用及び既に事業者が得た共同著作物又はその二次的著作物に係る収入のうち、著作者又は原著作者である都への還元分に係る部分とするが、詳細は協議の上、基本協定で規定する。

イ 都の債務不履行の場合の措置

都の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合には、SPC は協定を解約することができるものとする。この場合、都は SPC に発生した損害を賠償するものとする。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合の措置

不可抗力、その他、都及び SPC の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、都及び SPC 双方は、事業継続の可否につき協議するものとする。この場合、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれその相手方に書面によるその旨の事前の通知をすることにより、都及び SPC は、協定を解約することができるものとする。

3 その他の事項

(1)法制上及び税制上の措置

法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることになる場合は、それによることとする。

なお、これらの措置が適用されることになる場合には、都が SPC に支払う負担金の増減に充当することについて、都と協議するものとする。

(2)その他の支援等

SPC が事業を実施するにあたって必要な許認可等に関し、都は必要に応じて協力を行うこととする。

第2 事業者の募集に関する概要

1 募集及び選定スケジュール

募集及び事業者の選定は、以下のスケジュールにて行う。

なお、応募状況によっては、日程を変更することがある。

日付	スケジュール
令和4年5月27日（金）	募集要項等の公表
令和4年5月30日（月）～6月8日（水）	応募登録
令和4年6月1日（水）～6月10日（金）	募集要項等に対する質問の受付
令和4年6月1日（水）～6月14日（火）	募集要項等に対する質問への回答
令和4年6月9日（木）～6月22日（水）	応募書類等の提出受付
令和4年6月下旬	プレゼンテーション（予定）
令和4年6月下旬	優先交渉権者の選定、通知、公表
令和4年10月上旬	基本協定、年度協定の締結
令和4年10月中旬	事業者の決定、公表

2 募集要項等の配布

募集要項及び付属文書（以下「募集要項等」という。）の配布を次のとおり東京都都市整備局ホームページ上にて行う。また、以下の期間、本事業の事務局となる東京都都市整備局都市基盤部交通企画課事業調整担当（以下「事務局」という。）で配布を行う。

募集要項等の配布期間：令和4年5月27日（金）～6月8日（水）

9：00～12：00 及び 13：00～17：00 とする。

東京都都市整備局ホームページ <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

3 登録受付・登録期間

応募に際しては、事前登録を必要とする。

登録の方法は、付属文書「『東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業』に関する様式集」（以下「様式集」という。）の「登録申請書」（様式Ⅰ-1）及び「業務実績表」（様式Ⅱ-6）に必要事項を記載し、事務局あてに郵送又は持参する。

なお、「第2 7 (2)応募者資格要件」に示す要件①⑦⑧を満たさない場合は受理しない。

事務局は、提出された登録申請書に登録受付番号を記載し、登録申請者に対し、郵送の場合は郵送で、持参の場合はその場で、その写しを交付する。

郵送：令和4年5月30日（月）～6月8日（水）（必着）

持参：令和4年5月30日（月）～6月8日（水）

9：00～12：00 及び 13：00～17：00 とする。

4 対象地形図の貸出等

登録者が希望する場合、R3、H27 地形図の一部図郭（区部・多摩部 1 図郭ずつ）の貸出を行う。また、その他のデータ確認を希望する登録者は、庁内にて閲覧することができる。

閲覧については、希望者多数の場合は、事務局で登録者と閲覧日の調整を行う。

貸出又は閲覧を希望する場合は、付属文書「様式集」の「地形図貸出等申請書」（様式 I-4）に希望図郭等を記入の上、事務局あてに郵送又は持参する。

R3、H27 地形図データの貸出に際して、「東京都縮尺 1/2,500 地形図共同著作物の借用にかかる誓約書」（様式 I-5）の提出を必要とする。

また、貸与されたデータ等の複製物・加工物については、情報の復元が不可能な形にして破棄すること。資格審査書類及び提案書等（以下「応募書類等」という。）提出時、または応募辞退届（様式 I-8）提出時に、「東京都縮尺 1/2,500 地形図データ複製物・加工物破棄証明書」（様式 I-6）を提出すること。

申請書提出期間：令和 4 年 5 月 30 日（月）～ 6 月 8 日（水）

9：00～12：00 及び 13：00～17：00 とする。

貸出返却期間

R3、H27 地形図データ：令和 4 年 5 月 30 日（月）～応募書類等または応募辞退届の提出日

5 募集要項等に関する質疑応答

募集要項等に関する質問の受付及び回答は、電子メールを利用して行う。

電子メールの利用方法及び形式については、付属文書「様式集」中の「募集要項等に関する質疑応答参加者の登録」（様式 I-2）及び「電子メールによる質問形式」（様式 I-3）で示す。これ以外の方法（電話、口頭等）による質問は受け付けない。

事務局メールアドレス : S0000178@section.metro.tokyo.jp

質問受付期間 : 令和 4 年 6 月 1 日（水）～ 6 月 10 日（金）

質問回答期間 : 令和 4 年 6 月 1 日（水）～ 6 月 14 日（火）

6 応募書類等の提出

本事業に応募する事業者（以下「応募者」という。）は、郵送又は持参により必要書類を事務局に提出する。これ以外の方法（電子メール、FAX 等）による受付は行わない。

(1) 受付期間

郵送：令和 4 年 6 月 9 日（木）～ 6 月 22 日（水）（必着）

持参：令和 4 年 6 月 9 日（木）～ 6 月 22 日（水）

9：00～12：00 及び 13：00～17：00 とする。

(2) 応募書類等

応募書類等は、以下のとおりである。詳細は付属文書「様式集」に示す。
次の書類を一括して<>に示す部数を提出すること。

ア 資格審査書類

<正 1 部・副 3 部の合計 4 部。ただし、様式Ⅱ-6 及びその添付資料は、正 1 部・副 1 部の計 2 部とし、残る副本への添付は不要とする。>

なお、R3 年度 SPC が代表企業または構成員として応募する場合は、下記の 6～11、13～15 については、SPC の書類も添付すること。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 資格審査書類表紙（様式Ⅱ-1）2 応募書類等提出届（様式Ⅱ-2）3 グループ構成員提出書（様式Ⅱ-3）4 協力表明書（様式Ⅱ-4）5 委任状（様式Ⅱ-5）6 会社概要（各構成員の最新のもの。）7 定款（各構成員の最新のもの）8 法人登記簿謄本（公募開始以降に交付されたもの）9 印鑑証明書（公募開始以降に交付されたもの。代表者印を使用する場合。代表企業及び履行保証会社は提出必須）10 使用印鑑届（実印に代わる印鑑を使用する場合）11 納税証明書（法人税及び法人事業税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証明するもので、公募開始以降に交付されたもの）12 測量業者登録証明書の写し13 貸借対照表（各構成員の直近実績 3 年）14 損益計算書（各構成員の直近実績 3 年）15 利益の処分及び損失の処理に関する議案（各構成員の直近実績 3 年）16 測量業者の実績（直近実績 5 年）（様式Ⅱ-6） |
|--|

イ 提案書

<正 1 部・副 20 部の合計 21 部。ただし、様式Ⅲ-14 の添付資料は、正 1 部・副 1 部の計 2 部とし、残る副本への添付は不要とする。>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 提案書表紙（様式Ⅲ-1）2 提案書類一覧表（様式Ⅲ-2）3 市場の把握（様式Ⅲ-3）4 本事業スキームの基本的な考え方（様式Ⅲ-4）5 SPC の事業範囲に関する考え方（様式Ⅲ-5）6 成果品等の作成に関する考え方（様式Ⅲ-6） |
|---|

- 7 更新サイクルに関する考え方（様式Ⅲ－7）
- 8 都への著作権使用料還元分に関する考え方（様式Ⅲ－8）
- 9 成果品の管理運営に対する考え方（様式Ⅲ－9）
- 10 著作権保護に対する考え方（様式Ⅲ－10）
- 11 事業費見積書（様式Ⅲ－11）
- 12 SPC 設立時及び事業開始時の資金調達に関する考え方（様式Ⅲ－12）
 - ※R3 年度 SPC が応募する場合は、「SPC 設立時」については記載の必要はない。
- 13 SPC の長期事業収支の考え方（様式Ⅲ－13）
- 14 予定技術者（主任技術者及び現場代理人）の業務経歴書（様式Ⅲ－14）
- 15 事業費見積書（様式Ⅲ－15）

ウ 任意提出書

<正1部・副3部の合計4部>

必ずしも提出を必要としないが、提出された場合は、評価の対象とする。

- 1 任意提出書表紙（様式Ⅳ－1）
- 2 新技術提案事項（様式Ⅳ－2）
- 3 その他自由提案書（様式Ⅳ－3）
- 4 金融機関等による関心表明書（様式Ⅳ－4）

(3) 提出書類の作成要領

ア 書式等

- 応募書類等は、A4（図面等の添付資料については A3 折り込みも可）縦長左綴じとする。
- 応募書類等の提出時には、各提出書類の指定部数に加え、同じ内容を記録した CD-ROM 一式を提出すること。（会社のパンフレット等電子ファイルのないものは含まない。）
- (2)の「ア 資格審査書類」、「イ 提案書」及び「ウ 任意提出書」は、それぞれ分冊とし、表紙を付ける。
- 「(2)イ 提案書」については、すべて住所、会社名、会社ロゴマーク、氏名等は表示せず、該当欄に登録受付番号を記入すること。ただし、様式Ⅲ－14 のみ、氏名を記載することができる。
- 「(2)イ 提案書」は、様式Ⅲ－3～Ⅲ－13 の内容を 10 ページ以内に簡潔にまとめるものとする。また、提案書の内容を補足説明する資料を 50 ページ以内で添付することができる。添付資料の書式及び内訳は、応募者の自由とする。

イ 使用ソフト

使用ソフトは、原則として MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、PhotoShop、Illustrator を使用すること。それ以外のソフトを使用する場合には、PDF 形式で作成

したファイルもあわせて提出すること。

ウ 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円を使用することとする。

(4) 応募を辞退する場合

応募を辞退する場合は、「応募辞退届」（様式 I-8）を、プレゼンテーション前日の 16:00 までに事務局あてに持参又は郵送すること。

7 応募の条件等

(1) 応募手続き

応募者は以下のとおりとする。

- ア グループは代表企業を 1 社選任し、その代表企業が応募手続きを行うものとする。
- イ グループの構成員は、応募登録時から協定締結までの期間、原則として変更できない。ただし、都がやむを得ないと認めた場合には、代表企業以外の構成員を変更することができる。この場合には、「グループ構成員変更届」（様式 I-7）を事務局に提出すること。

(2) 応募者資格要件

応募者及び応募者グループ構成員の備えるべき参加資格要件を以下に示す。

なお、R3 年度 SPC が応募する場合は、下記の②、③、④、⑤について、SPC の構成員に加え、SPC 自体も要件を満たす必要があるものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 測量業者（複数の場合は、全ての業者）は、測量法第 55 条の規定に基づく登録を行っていること。② グループの構成員のいずれもが、応募書類等の提出日から審査結果の決定日までの間、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定及び、次の各項目に該当しないこと。ただし、都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。<ul style="list-style-type: none">● 手形交換所による取引停止処分を受けてから、資格審査書類及び提案書の受付日までに、2 年間を経過していないこと。● 資格審査書類及び提案書の受付日前 6 か月以内に手形、小切手の不渡りを出したこと。● 資格審査書類及び提案書の受付日において、会社の整理及び特別清算を開始していること。● 資格審査書類及び提案書の受付日において、破産、再生手続開始及び更 |
|--|

正手続開始の申立てがなされていること。

- ③ グループの構成員のいずれもが、応募書類等の提出日から審査結果の決定日までの間、東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成6年9月30日付6財経総第756号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ グループの構成員のいずれもが、最近1年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納していないこと。
- ⑤ グループの構成員のいずれもが、過去3年間において債務超過でないこと。
R3年度SPCが応募者である場合は、令和4年3月末日時点で債務超過でないこと。
- ⑥ グループの構成員のいずれもが、別のグループの構成員として重複参加していないこと。
- ⑦ 都と本件事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該事業に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）がグループの構成員に含まれていないこと。
- ⑧ 応募する測量業者のうち最低1社は、過去5年間に国もしくは地方自治体の発注するデジタルマッピングに関する実績が10件以上かつ受注総額が1億円以上であること。
- ⑨ 履行保証会社がグループ構成員となっていること。

(3) 応募に関する留意事項

ア 条件の受諾

応募者は、応募書類等の提出をもって、本募集要項等の各条件を受諾したものとみなす。

イ 費用の負担

応募に関して応募者が要する費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募書類等の変更等の禁止

提出後の応募書類等の変更・撤回はできない。

エ 応募者の複数提案の禁止

一グループが複数の提案を行うことはできない。

オ 提案書等の記入又は計算の誤りについて

応募者から提出された応募書類等に記入又は計算の誤りがあった場合、その訂正は認められず、審査において失格となることがある。

カ 応募書類等の取り扱い

(a) 著作権

都の提示する募集要項等の著作権は都に帰属し、応募者から本募集要項に基づき提出される応募書類等の著作権は、作成者に帰属するものとする。

なお、本募集要項等に基づき提出される応募書類等は返却しないが、都は、これらを本事業の審査以外に使用しない。

(b) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、商標権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を利用した結果生じた責任は、応募者が負う。

キ 付属文書等の取り扱い

本募集要項の付属文書及び本募集要項に関する質疑に対する回答は、本募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

ク 資料の取扱い

都が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、都の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

(4) 失格事由

選定基準に記載されている事項のほか、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 提出期限を過ぎて応募書類等が提出された場合2 応募書類等に虚偽の記載があった場合3 グループの構成員のいずれかが応募者資格を失う等、提案内容等を履行することが困難と認められる状態になった場合④ 応募書類等の記載事項が不明なもの又は所要の記名押印がないもの⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合⑥ 本募集要項に違反すると認められる行為があった場合 |
|---|

(5) 提案書の作成に関する条件等

応募者は、「第1 事業の概要」に記載されている条件のほか、次に示す条件に基づき、提案書を作成する。

ア 事業の実施に関する基本的条件

- (a) 本事業の事業期間は約5年間を予定しているため、応募者は長期安定的な事業実施体制を確立すること。

- (b) 協定締結後、直ちに地形図の更新作業を開始し、成果品の早期完成に努めること。
- (c) 事業実施区域について、事業期間内に最低 1 回の更新を行うこと。ただし、事業期間内の各年度の実施時期及び区域は提案事項とする。

イ 提案書に関する条件

- (a) 提案内容の枠組みの中で、協定締結までに詳細を詰める必要がある事項は、協議事項となるが、提案内容の大きな変更は認められない。
- (b) グループ構成員以外で、事業スキーム構築に際し、他に特記する企業がある場合は、別途登録することができる（付属文書「様式集」の「協力表明書」（様式Ⅱ-4））。

ウ 技術的条件

付属文書「業務要求水準書」を満たすこと。

エ 事業の運営

応募者は提案するにあたって、下記の事項を考慮すること。

(a) 基本的考え方

事業者は、本事業の目的に基づき合理的、効率的運営を行うとともに都民等が事業の成果を効果的に利用できるよう、弾力的、機動的運営に努めること。

(b) 配慮事項

- 経費の削減に努めること。
- 成果品の品質向上に努めること。
- 公共サービスの向上に努めること。
- 成果品の管理・運営にあたっては、都の事務軽減に配慮すること。

(6) 新技術提案

ア 基本的考え方

本事業において、応募者は、都が求める品質・性能等を低下させることなく、コストの縮減、成果品等の価値の向上のために、新技術提案を行うことができる。

なお、新技術提案は提案審査における評価の対象となるが、応募者の任意であり、新技術提案の提出の有無及び新技術提案の採否によって事業参加を妨げられるものではない。

イ 提案の範囲

付属文書「業務要求水準書」に示す、地形図の更新に関わる仕様等のすべてを対象とする。

ウ 提案内容の保護

提案される新技術は、応募者のノウハウ、技術力、創意工夫に関わる部分が多いと思われることから、以下のように保護するものとする。

提案の採否にかかわらず、その部分が一般的に使用されている状態であると都が文書その他のもので合理的に判断できる場合又は応募者の承諾を得た場合は、都は新技術提案の内容を無償で使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

採用された新技術提案の内容については、本事業に関し、都は無償で使用できるものとする。

エ 提案が実施できない場合

新技術提案が、SPC の責めに帰すべき事由により事業着手前又は事業中に実施不可能となった場合は、当該新技術提案に係る部分については現行の仕様書等により実施するものとする。その際、SPC は、事前に都に報告し、その承認を受けることとする。

また、協定書に反映された新技術提案が、SPC の責めに帰すことのできない事由により事業着手前又は事業中に実施不可能となった場合は、都と SPC は事業計画等について協議する。

なお、いずれの場合においても、都の負担額は当該新技術提案の実施を見込んだ提案価格のとおりとする。

オ 新技術提案に関する事前確認

新技術提案については、応募書類提出前に、採用の可能性について、「第2-5 募集要項等に関する質疑応答」の要領に従い、都に採用の可否を確認することができる。

第3 応募者の審査・選定

1 選定委員会の設置

優先交渉権者の選定に当たっては、庁内関連部局の職員で構成する「地形図更新事業評価検討委員会」を設置し、応募者から提出された応募書類等の審査を行い、優先交渉権者を選定する。

2 プレゼンテーションの方法

応募者は、提案書の内容について、選定委員会においてプレゼンテーションを行うものとする。

プレゼンテーションの日程等は、e-mail 等により連絡する。

プレゼンテーションは、1 応募者 30 分程度で提案書の説明及び質疑応答を予定している。出席者は、1 応募者 4 名以内とする。

提案書内容に即した MS・PowerPoint 等の活用及びそのプリントの配布を認めるものとする。

3 選定方法

審査・選定の手順としては、付属文書「『東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業』に関する優先交渉権者選定基準」に従って選定委員会にて提案の審査を行い、優先交渉権者並びに次点者を選定する。

4 審査対象

審査は、要件審査及び提案審査により行う。提案審査の対象は応募者が提出した提案書等に記載する提案事項とする。

資格要件については、「第2 7 (2)応募者資格要件」に示す全ての要件を満たしていない場合、内容に虚偽があった場合は失格となる。

また、必要に応じて応募内容に関する質疑を行う。

5 結果通知

優先交渉権者の選定結果は、応募者の代表者に対し、速やかにメールで連絡を行うとともに、文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

6 審査結果の公表

選定された優先交渉権者は、東京都都市整備局ホームページ上にて公表する。

7 協定の締結

(1) 協定締結の枠組み

審査により決定した優先交渉権者は、速やかに都と協定に関する協議を行い、協定締結

の手続きを行う。

優先交渉権者は、協定締結までに本事業を行う SPC を設立し、都と SPC との間で、基本協定を締結する。基本協定は、本募集要項、提案内容等に基づき締結するものであり、SPC が遂行すべき業務内容、都の負担金額及びその支払い方法、権利の持ち分、リスク分担、債務不履行時の処理等を定めるものである。

また、基本協定に基づき、各年度ごとに、遂行すべき業務内容や単年度の都の負担金額等を記載した、年度協定を締結する。

(2) 優先交渉権者の資格要件

優先交渉権者の資格要件は、「第 2 7 (2) 応募者資格要件」を充たすこととする。

(3) その他

協定の内容に関して、令和 4 年 10 月 31 日までに都と優先交渉権者の間で協議が成立しない場合又は協定締結までに優先交渉権者若しくはそのグループの構成員のいずれかの者が「第 2 7 (2) 応募者資格要件」を失った場合は、次点者に優先交渉権を付与して、その者と協定に係る協議を行うこととする。

第4 その他

1 通知

本募集要項に定めることのほか、募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、グループの代表者に対して別途通知する。

2 事務局等

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 事業調整担当

郵便番号 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5388-3282 FAX 03-5388-1354

E-mail S0000178@section.metro.tokyo.jp

第5 公表資料一覧

公表資料は下記のとおりである。募集要項及び付属文書一式は、東京都都市整備局のホームページ上で公表する。

1 「東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業」に関する募集要項

- | | |
|------|---------------------------------|
| 別紙 1 | 事業全体の長期計画（予定） |
| 別紙 2 | 都への著作権使用料還元額の設定 |
| 別紙 3 | 公共目的利用についての考え方 |
| 別紙 4 | 想定事業スキーム例 |
| 別紙 5 | 権利の持ち分 |
| 別紙 6 | リスク分担表 |
| 別紙 7 | SPC の破綻及び解散時の著作権等の処理に関する基本的な考え方 |

2 付属文書

(1) 「東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業」に関する様式集

(2) 「東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業」に関する業務要求水準書

業務要求水準書の付属文書

ア 東京都縮尺 1/2,500 地形図「デジタルマッピング」修正業務特記仕様書

イ 東京都縮尺 1/2,500 地形図構造化データ作成業務特記仕様書

ウ 「東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業」施工管理業務特記仕様書

エ 東京都デジタルマッピング規定関連資料

(a) 東京都デジタルマッピングデータ取得要領

(b) 東京都デジタルマッピング図式

(c) 東京都デジタルマッピング図式規程

(d) 東京都デジタルマッピング構造化データ作成要領

オ 図名表（区部・多摩部）

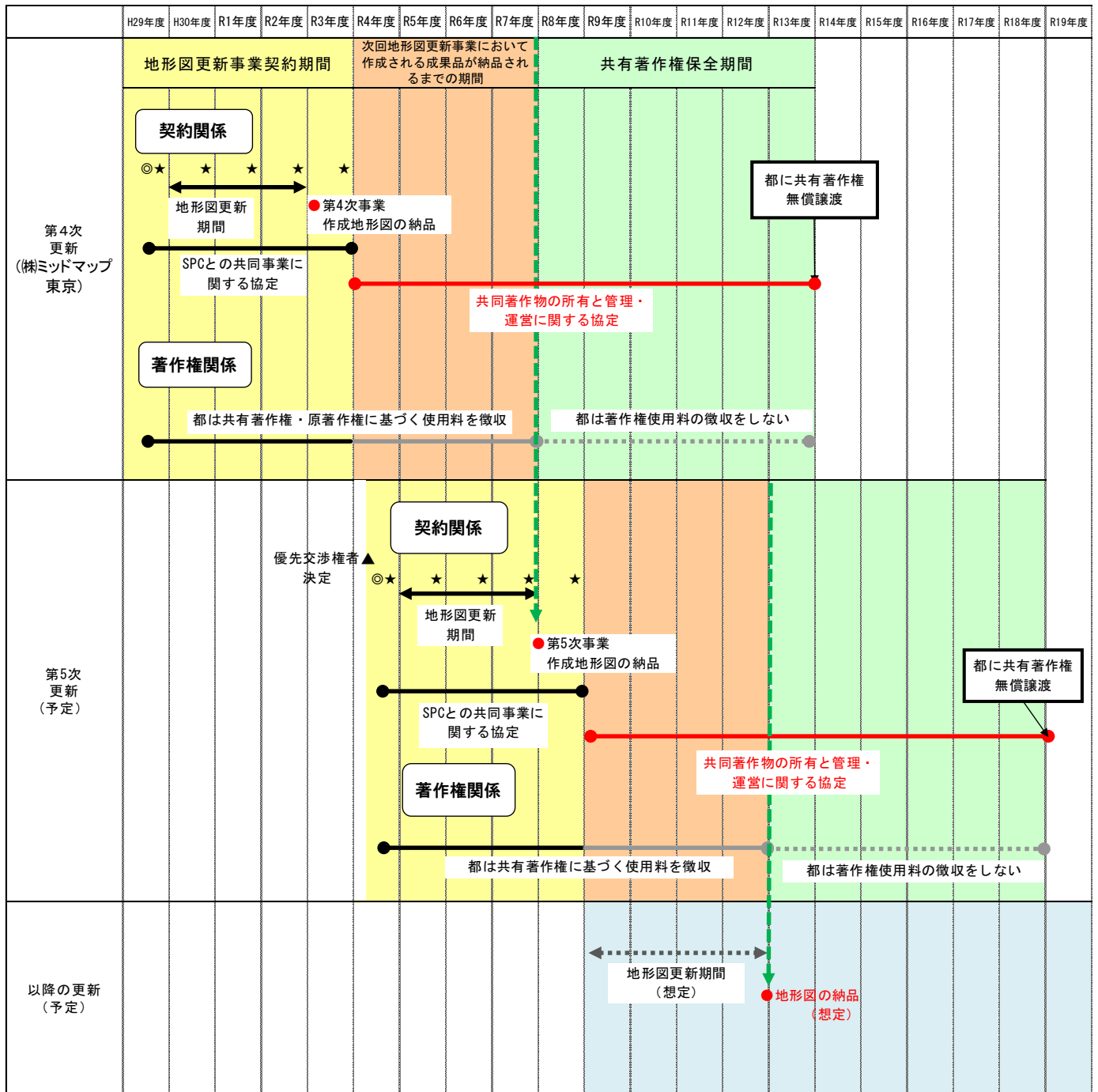
(3) 「東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業」に関する優先交渉権選定基準

【募集要項別紙】

別紙 1	事業全体の長期計画（予定）
別紙 2	都への著作権使用料還元額の設定
別紙 3	公共目的利用についての考え方
別紙 4	想定事業スキーム例
別紙 5	権利の持ち分
別紙 6	リスク分担表
別紙 7	SPC の破綻及び解散時の著作権等の処理に関する基本的な考え方

別紙1 事業全体の長期計画（予定）

◎基本協定締結 ★都負担金の支払い



別紙2 都への著作権使用料還元額の設定

1 共同著作物の都著作権使用料の設定

本事業作成地形図の公共目的利用においては、原則無償又は実費とし、都は著作権使用料を設定しない。公共目的の範囲については、「別紙3 公共目的利用についての考え方」に示す。

公共目的以外の場合、都及びSPCは、利用主体、利用目的に応じて、共同著作物の著作権使用料として、売上に対して一定利率を設定して収益を得るものとする。

共同著作物における都への著作権使用料還元割合の基本的な考え方は、以下のとおりである。

$$\text{売上額} \times 5\% \times (\text{都の負担金} / \text{本事業作成地形図にかかる事業費})$$

- 東京都著作権取扱要項第12条第2項(1)の規定を準用する。本事業作成地形図にかかる事業費は、事業者が提案する積算に基づく。
- 東京都著作権取扱要項第12条第3項の規定を準用できる場合は、協定を変更することにより対応する。すなわち、5%により難しい場合は、具体的な取引事例等をもって変更することは可能とする。

(算出例)

- ① 事業者が提示する本事業作成地形図にかかる総事業費
10億円
- ② ①のうち、都の負担金 5億円
- ③ 著作権使用料還元割合： $5\% \times (5/10) = 2.5\%$
- ④ 共同著作物に関するSPCの売上額 1億円

$$\text{都への還元額} : 1 \text{億円} \times 2.5\% = 250 \text{万円}$$

2 SPCの二次的著作物にかかる都の著作権使用料の設定

SPCが作成した二次的著作物については、都は原著作権を保持する。

本事業では、SPCの二次的著作物に関してSPCが得た収入には、都の原著作権者としての著作権使用料が含まれているため、都の著作権使用料相当を都に還元する。

都に対する原著作権に関する著作権使用料還元の基本的な考え方は、以下のとおりであるが、割合については、応募者提案とする。

売上額×5%×(都の負担金/本事業作成地形図にかかる事業費)×(事業者の提案割合)

- 事業者の提案割合とは、「事業者が市場事例等を勘案して設定する、二次的著作物に対して都との共同著作物が占める割合」をいう。

(算出例)

- ① 事業者が提示する本事業作成地形図にかかる総事業費
10億円
- ② ①のうち、都の負担金 5億円
- ③ 事業者の提案割合 50%
- 4 著作権使用料還元割合：
 $5\% \times (5/10) \times 50\% = 1.25\%$
- 5 二次的著作物に関する SPC の売上額 5億円

都への還元額：5億円 × 1.25% = 625万円

なお、SPC が自ら設定する著作権使用料については、都は何ら制限するものではない。
また、SPC が二次的著作物を販売するに際し、販売先に対する制限を設けるものではない。

3 SPC の独自著作物の著作権使用料の設定

独自著作物は SPC 独自の著作物であり、都への著作権の還元は発生しない。

なお、SPC が独自著作物に対して設定する著作権使用料について、都が何ら制限するものではない。

4 都の著作権使用料徴収期間

都が共同著作物及び二次的著作物に関して著作権使用料を徴収する期間は、「次期更新地形図が完納されるまで」とし、それ以降は徴収しないものとする。

ただし、本事業期間終了後から「次期更新地形図が完納されるまで」の都への上記 1、2 の著作権使用料還元額の設定については、別途協議を行うものとする。

なお、事業期間終了日の翌日から 10 年を超えた時点で、事業者は都へ共有著作権を無償譲渡しなければならない。

(参考) 都への著作権使用料還元額の設定根拠

東京都著作権取扱要項（平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号、改正平成 20 年 4 月 1 日 19 財財総第 538 号）

第十二条

2 次の各号に掲げる利用の許諾に係る著作権使用料の額は、出納長又は局長等が、当該各号に定める基準により、利用目的及び利用方法を勘案して定めるものとする。

(1) 第八条及び第十条に基づく利用の許諾 複製物の販売価格の 5 パーセント以内

3 著作権使用料の額の算定に当たり、利用の許諾の態様により前項の規程によることが困難な場合又はこれによることを不適當とする場合は、類似の取引事例を考慮して定めることができるものとする。

第八条 出納長又は局長等は、書籍、ポスター、リーフレットその他の印刷物を用いて表現される言語又は写真の著作物の利用の許諾をする場合は、著作物の利用方法及び許諾の条件を付した別記第二号様式による承認書を、申請者に交付するものとする。

第十条（映画の著作物に関する事項。本事業には無関係のため省略）

別紙3 公共目的利用についての考え方

基本的には、本事業作成地形図の公共目的利用においては、原則無償又は実費とする。

本事業作成地形図を都が自己利用する場合には、無償での利用となる。

都以外の団体による利用の場合、公共目的の範囲は、「国及び東京都内の区市町村の内部利用・無償刊行」及び「学校教育法第1条及び第2条による学校の教育目的利用・研究目的利用」とし、SPCが作業等にかかる実費のみ設定することとする。

また、東京都内の区市町村については、原則として、当該行政区域内を使用範囲とするが、公共目的で隣接する区市町村について利用する場合も、実費のみ設定するものとする。

ただし、それら団体が有償刊行を目的として利用する場合は、著作権使用料を設定することとする。

「公共性」は「公益性」及び「非営利性」とは区分されるものであり、公益法人や特定非営利活動法人等の利用は、原則として公共目的と判断しない。

公共目的利用についての考え方

利用主体		著作権法上の利用許諾		
		都	SPC	
地方公共団体	東京都 (※公営企業及び監理団体を含む)	①自己利用 ※注1		
	東京都内の区市町村		②内部使用・無償刊行 ※注2	③有償刊行
	他道府県及びその市区町村		②内部使用・無償刊行	
国			②内部使用・無償刊行	
学校教育法第1条及び第2条による学校			②教育目的利用 研究目的利用	③有償刊行
その他の団体等			③内部使用・無償刊行 ※注3	③有償刊行

凡例（提供金額の設定）

提供金額の設定

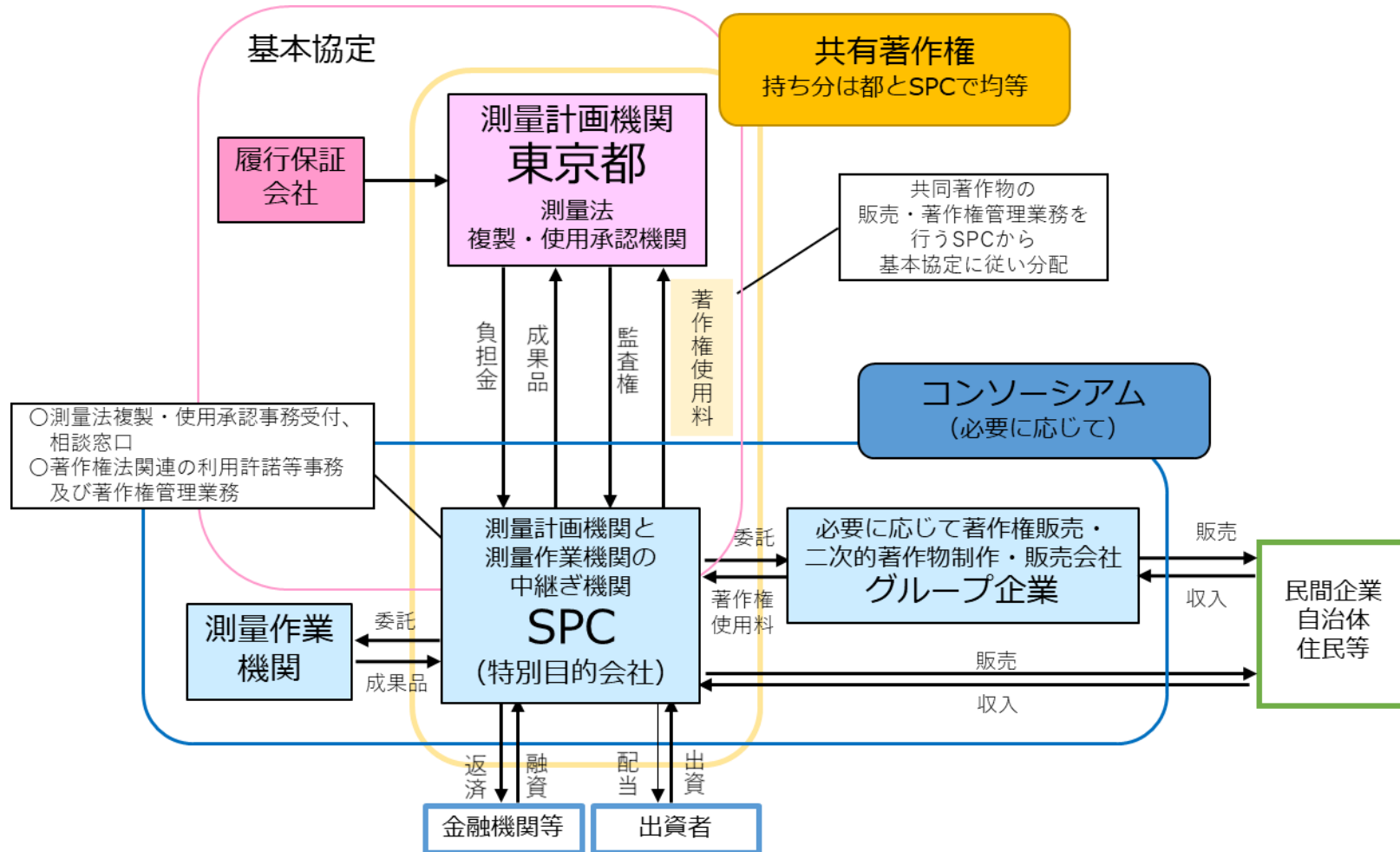
- ①無償（0円）、②実費（メディア材料費及び人件費等）、③実費＋著作権使用料（都・SPC分）

※注1：自己利用とは、都が内部利用、刊行、第三者刊行、公衆送信または外部掲示を行う行為をいう。

※注2：東京都内の区市町村が公共目的で当該行政区域内及び隣接する区市町村について利用する場合は、実費のみ設定するものとする。

※注3：特に公共性が高い場合、別途協議の上、決定する。

別紙4 想定事業スキーム



別紙5 権利の持ち分

権利の種類及び根拠法令		都	事業者	備考（補足説明）
共有著作権関係				
共同著作物の著作者人格権の行使	著第 64 条	○	○	
共有著作権の行使	著第 65 条	○	○	公共目的の場合に限り、共有者の同意は不要とする。
担保権の設定	著第 66 条	—	○	
共同著作物等の権利の侵害に対する対処	著第 117 条	◎	◎	侵害とみなす行為は著作権法第 113 条による。
著作者人格権関係				
公表権	著第 18 条 著第 64 条	○	○	
氏名表示権	著第 19 条 著第 64 条	○	○	
同一性保持権	著第 20 条 著第 64 条	○	○	
著作権関係				
複製権	著第 21 条 著第 65 条 測第 43 条	◎	◎	測量法の規定により、都による複製承認が必要。
公衆送信権等	著第 23 条 著第 65 条	○	○	第三者からの権利侵害に対して、適切な措置がとられていることを確認の上、同意するものとする。
貸与権	著第 26 条の 3 著第 65 条	◎	◎	
二次的著作物の利用に関する原作者の権利	著第 28 条 著第 65 条	○	○	次回以降の更新事業において新成果物を利用する際、事業者は権利を行使しない。
翻案権	著第 27 条 著第 65 条 測第 44 条	○	○	修正に当たって都が提供する現成果物については、都は原著作権者として権利を行使しない（新成果物を原著作物として扱う。）。
著作権の譲渡	著第 61 条 著第 65 条	○	○	事業者の破綻、解散等の場合は都と協議。それ以外は基本的には認めない。
他人に対する著作物の利用許諾	著第 63 条 著第 65 条 測第 43 条 測第 44 条	○	○	排他的行為は不可
著作権の制限	著第 63 条 著第 65 条 著第 2 章第 3 節 第 5 款	○	○	著作権法第 30 条から第 50 条までによる。
出版権の設定	著第 79 条 著第 65 条	○	○	基本的には認めない。
出版権の譲渡等	著第 87 条 著第 65 条	○	○	基本的には認めない。
紛争処理	著第 6 章	○	○	著作権法第 105 条から第 111 条による。
差止め請求権	著第 112 条 著第 117 条	◎	◎	侵害とみなす行為は著作権法第 113 条による。

凡例

◎：共有著作権者の許可不要で権利行使可能 ○：共有著作権者の許可を得た上で権利行使可能
著：著作権法 測：測量法

脚注

測量法第 43 条に基づく「複製」の解釈については、「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」（平成 22 年 11 月 10 日付国土地理院通達第 22-2 号）による「複製」の定義を準用する。

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領（平成 20 年 3 月 31 日付国地達第 13 号）

（承認が必要な複製）

第二条 法第 29 条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省で定めるものにより不特定多数のものが提供を受けることができる状態に置く措置」には、次号に掲げるものが該当するものとする。

- 一 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの
 - 二 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又はCD-ROMその他のもので不特定多数の者に対し発行するもの
 - 三 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの
- 2 前項の場合において、複製により得られる成果（以下「複製品」という。）が測量成果としての正確さを要しないものは、同項各号に掲げるものから除くものとする。

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈（以下「（運）」とする。）

第二条関係

1 要領第二条第一項でいう「複製」の事例を、次に示す。

- 一 測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを、単に背景として用いるもの
- 二 測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加するだけのもの
- 三 測量成果の情報を読み取って、作り変えることはしないもの

2 要領第 2 条第 2 項でいう「複製により得られる成果（以下「複製品」という。）が測量成果としての正確さを要しないもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 書籍及びパンフレットへの地図の挿入（地図帳及び折込み地図を除く。）
- 二 緯度経度等の位置座標のない複製品のみの作成（一部の場合を除く。）
- 三 前各号に掲げるものに準ずるもの

3 前項第二号の「一部の場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 国土の管理に関わる地図情報（管内図、各種公共事業計画・施設管理図、ハザードマップ、その他防災関係マップ等）を作成する場合
- 二 国土地理院の地図に元々記載されているもの（地形（等高線、海岸線及び河川）、道路、地名、行政界ほか）を、実質的に異なる表記に変更する場合。ただし、記載の削除のみの場合を除く。
- 三 販売されている国土地理院の刊行物（紙地図を含む。）と比較して、一見して違いが明確に判別できない場合

四 前各号に掲げる場合に準ずる場合

4 要領第二条第一項第二号でいう「不特定多数の者に対し発行するもの」及び同項第

三号でいう「不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの」とは、次に掲げるもの以外の複製をいう。

- 一 私的利用、社内、サークル、同好会、学校その他教育機関等の組織内での複製
- 二 特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料としての複製
- 三 論文又は試験問題に利用するための複製
- 四 一時的な資料として利用するための複製
- 五 前各号に掲げる複製に準ずる複製

～略～

別紙 6 リスク分担表

段 階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担(関連主体)	
			東京都	民間(体)
共通	法令の変更	本事業に直接関係する法令の変更	○	
		その他の法令の変更		○
	税制の変更	本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
		消費税及び地方消費税に関する税制変更	○	
		法人税に関する税制変更		○
	物価変動	インフレ/デフレ		○
	金利	金利の変動		○
	住民問題	本事業に対する(都の要求に起因する)住民反対運動、訴訟等	○	
		事業者の提案内容・業務に対する苦情など		○
	不可抗力	都又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象	○	○
	発注者責任	事業者(従来方式では都)が発注する協定の管理・内容変更等		○
	資金調達	都の負担金の確保	○	
		自己資本・融資等		○
事故	事故の発生に関する事		○	
事業の中止・延期	都の事情によるもの	○		
	必要な許認可などの遅延によるもの		○	
	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
応募段階	募集要項の誤り、変更等	募集要項の誤り・変更によるもの	○	
	応募コスト	応募コストの負担		○
計画段階	設計変更	都の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
作業段階	設計変更	都の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工程変更、完了遅延	都の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	作業経費	都の指示による作業経費の増大	○	
		上記以外の作業経費の増大		○
	性能	要求仕様の不適合		○
契約不適合	成果品における契約不適合		○	
中間成果品の管理	第三者へのデータ等の流出		○	
運営段階	計画変更	都の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	運営経費	都の指示による運営経費の増大	○	
		上記以外の運営経費の増大		○
	マーケットリスク	販売予測を下回る減収		○
	デフォルトリスク	事業者の破綻		○
	成果品の管理	第三者へのデータ等の流出	○	○
	瑕疵担保	成果品における瑕疵担保		○
損傷	事故・災害による成果品の損傷	○	○	
終了段階	債務不履行	都の債務不履行による協定の解除による損害	○	
		事業者の債務不履行による協定の解除による損害		○
	不可抗力	不可抗力による協定の解除による損害	○	○

別紙7 SPCの破綻及び解散時の著作権等の処理に関する基本的な考え方

時期	SPCの状況	SPCの事業範囲	地形図作成業務		SPCに属する著作権			損害賠償等	その他
			進捗状況	地形図作成業務継承	共同著作物	二次的著作物	独自著作物		
事業期間内	SPCの事業破綻	原則として、協定に定める事項の変更及び追加については都の同意が必要。	地形図作成途中	履行保証会社がSPCと同等の条件で業務を継承。	共有著作権は履行保証会社に譲渡。 地形図完納まで著作権も継承、その後は都と協議。	都は著作権を保全する。 二次的著作物の著作権の譲渡先は、原則として履行保証会社とする。	著作権の処理については、SPCの裁量となる。 都は共有著作権者又は原著権者ではないため、一切関与しない。	履行保証会社が継承した地形図作成を履行できない場合、都は履行保証会社に損害賠償請求を行う場合がある。 履行保証会社は、破綻までに都に還元されるべき著作権使用料の未払分が発生している場合、この債務を継承する。	事業継承後、都の負担金の残金については、履行保証会社に支払われる。 実務上は、会社更生法による共同著作物の更生債権化を防ぐために、破綻前に必ず履行保証会社へ共有著作権を譲渡する。
			地形図作成終了後	—	共有著作権は、①履行保証会社に譲渡、SPCと同等の条件で継続②都へ譲渡のいずれかを協議。			履行保証会社は、破綻までに都に還元されるべき著作権使用料の未払分が発生している場合、この債務を継承する。	
	地形図作成途中		履行保証会社がSPCと同等の条件で業務を継承	共有著作権は履行保証会社に譲渡。 地形図完納まで著作権も継承、その後は都と協議。	履行保証会社が継承した地形図作成を履行できない場合、都は履行保証会社に損害賠償請求を行う場合がある。 SPCは、解散までに都に還元されるべき著作権使用料の未払分が発生している場合、解散前に都への精算を完了させる必要がある。 その他、都は、SPCの協定違反により生じた損害について、SPCに損害賠償請求を行うものとする。			事業継承後、都の負担金の残金については、履行保証会社に支払われる。	
	地形図作成終了後		—	共有著作権は、①履行保証会社に譲渡、SPCと同等の条件で継続②都へ譲渡のいずれかを協議。	SPCは、解散までに都に還元されるべき著作権使用料の未払分が発生している場合、解散前に都への精算を完了させる必要がある。 その他、都は、SPCの協定違反により生じた損害について、SPCに損害賠償請求を行うものとする。				
事業期間満了後、次期更新地	SPCの事業破綻	—	—	—	①出資者又は(事業期間内に)履行保証会社(であった企業)のいずれかに譲渡②都へ譲渡のいずれかを協議。 ①の場合、譲渡先については都の許可が必要。	都は著作権を保全する。 二次的著作物の著作権の譲渡先は、原則として出資者又は(事業期間内に)履行保証会社(であった企業)のいずれかとする。	—	実務上は、会社更生法による共同著作物の更生債権化を防ぐために、破綻前に必ず出資者又は(事業期間内に)履行保証会社(であった企業)のいずれかに共有著作権を譲渡する。	
	SPCの事業破綻以外の事由による解散(出資者への吸収合併等)		—	—				—	—
次期更新地形図完納後	事業終了から10年以内のSPCの事業破綻又は解散	都は何ら制限をかけるものではない。	—	—	都は共有著作権を保全するが、著作権使用料は徴収しない。 SPCが破綻又は解散した場合、①出資者又は(事業期間内に)履行保証会社(であった企業)のいずれかに譲渡②都へ譲渡のいずれかを選択。 ①の場合、譲渡先については都の同意が必要。	都は著作権を行使しない。 二次的著作物の処分については、SPCの裁量とする。	—	—	実務上は、会社更生法による共同著作物の更生債権化を防ぐために、破綻前に必ず出資者又は(事業期間内に)履行保証会社(であった企業)のいずれかに共有著作権を譲渡する。
	事業終了から10年目のSPCの事業破綻又は解散		—	—	事業期間終了後から10年を経過した時点で、都に無償で譲渡。				

ここでいう「解散」は、協定で規定された年次以外の、突発的な解散＝協定違反行為を指す。